

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用の取扱い

山口市経済産業部農林整備課

令和元年9月20日付け農林整第156号 実施

令和2年4月1日付け農林整第84号 改正

令和3年4月1日付け農林整第80号 改正

第1 集落協定違反の防止策

集落協定違反の防止

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（以下「実施要領の運用」という。）第9の1の(1)のアの「協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合」とは、次に掲げる行為のいずれかの行為を行わない状況とする。

(1) 構成員の異動（届出）

集落は、構成員が死亡、高齢又は病気その他これに類する事由により農業生産活動等の継続が困難となった場合には、実施要領の運用第7の4の(5)の②に基づき、参考様式第4号別紙様式1（別添2）の「構成員一覧」に構成員の削除又は交替した内容を記載し、変更した集落協定書（参考様式第4号別紙様式1から5まで）を速やかに山口市長に提出することにより、山口市長への届出を行う。

(2) 集落協定に基づく維持管理

集落は、構成員が死亡、高齢又は病気その他これに類する事由により農業生産活動等の継続が困難となった農用地を、その状況となった当該年度から、参考様式第4号別紙2号事業様式（中山間地域等直接支払交付金）第2の(1)の管理方法で農用地を実施要領の運用第1の3の状況にするものとする。

(3) 協定の変更認定

集落は、(2)により活動してもなお、協定農用地について耕作又は維持管理を行うことが次年度以降困難であることが見込まれる場合には、参考様式第4号別紙2号事業様式（中山間地域等直接支払交付金）のうち次のアからカまでのいずれかの事項を変更し、実施要領の運用第7の4の(5)の①に基づき、事業計画の変更認定申請書（参考様式第4号）に、変更した集落協定書（参考様式第4号別紙様式1から5）を添付して、当該年度の6月30日までに山口市長へ提出する。

この場合、山口市長は、法第8条第1項の規定に基づく事業計画の変更認定と併せて当該協定の変更認定を行うとともに、事業計画変更認定書（参考様式第6号）を交付することをもって、当該協定を変更認定した旨を集落協定の代表者に通知する。

ア 集落マスタープラン

参考様式第4号別紙2号事業様式（中山間地域等直接支払交付金）第4に掲げた従前の将来像と目標、活動計画の内容を見直し、より地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動に変更。

イ 農業生産活動等として取り組むべき事項

参考様式第4号別紙2号事業様式（中山間地域等直接支払交付金）第5の1に掲げた従前の取組行為を見直し、より地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた行為に変更。

ウ 共同取組活動のうち、農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費

参考様式第4号別紙2号事業様式（中山間地域等直接支払交付金）第7の2の②に掲げた従前の交付金使途の内容と金額を見直し、より積極的に農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動内容と金額に変更。

エ 共同取組活動のうち、集落協定に基づき農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費

参考様式第4号別紙2号事業様式（中山間地域等直接支払交付金）第7の2の④に掲げた従前の交付金使途の内容と金額を見直し、より積極的に集落協定に基づき農用地の維持・管理活動を行うための活動内容と金額に変更。

オ 加算措置適用のために取り組むべき事項

参考様式第4号別紙2号事業様式（中山間地域等直接支払交付金）第9に掲げた従前の加算措置を見直し、より地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた取組を追加。

カ 集落戦略の作成

集落戦略は、集落の実情に応じて任意に作成するものであるが、より地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた取組を具体化するために、協定農用地の将来像及び将来に向けて維持するための課題並びに協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について集落で話し合い、作成する。

また、集落戦略の作成に当たっては、人・農地プランが策定されている場合は、その内容と整合を図る（見直されている場合も同様）こととする。

第2 交付金の返還又は免責

1 状況の報告

集落は、「第1 集落協定違反の防止」に掲げる項目をすべて実践してもなお、農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難であると集落が判断した場合、速やかに山口市参考様式第1号に関係書類を添付して、山口市長に提出する。

2 報告書の検証

山口市経済産業部農林整備課、農林政策課及び山口市農業委員会は、1により提出された報告書により、集落の状況を検証する。

3 交付金返還事態の防止

山口市長は、1により提出された報告書を2により検証した結果、実施要領の運用第9の2の(1)のアに定められた状況にあることが、社会通念上相当であると是認することができない場合、交付金を返還するような事態を防止するため、認定している協定内容の見直しや、認定農業者等に利用権の設定等又は農作業の受委託をあっせんし、耕作放棄が生じないように指導する。

4 交付金の返還

山口市長は、3の指導をした後、1により提出された報告書を2により検証した結果、実施要領の運用第9の2の(1)のアに定められた状況にあることが、社会通念上相当であると是認することができない場合、速やかに中山間地域等直接支払交付金事業実施状況確認通知書（山口市参考様式第2号）を協定代表者に送付をし、実施要領の運用第9の4に基づく措置を講ずる。

5 交付金返還の免責等

山口市長は、1により提出された報告書を2により検証した結果、実施要領の運用第9の2の(1)のアに定められた状況にあることが、社会通念上相当であると是認され得る場合、速やかに中山間地域等直接支払交付金事業実施状況確認通知書（山口市参考様式第2号）を協定代表者に送付をし、実施要領の運用第9の2に基づく措置を講ずる。

通知を受けた協定代表者は、山口市中山間地域等直接支払交付金要綱第5条第1項に基づき、速やかに交付金変更承認申請書を山口市長に提出する。

(山口市参考様式第1号)

番 号
令和 年 月 日

山口市長 様

集落協定
代表 (※)

(※) 法人の場合は、**記名押印**してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない
場合は、**記名押印**してください。

農業生産活動等の継続に係る状況報告書の提出について

このことについて、このたび 集落協定は、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）の第9の2の（1）のアの状況となったことから、その経緯について下記項目について報告します。

記

- (1) 構成員又は管理者の状況
- (2) 農業生産活動等の継続が困難となった理由
- (3) 農業生産活動等の継続が困難となった協定農用地
- (4) 集落マスタープランの見直しと実践結果
- (5) 農業生産活動等として取り組むべき事項の見直しと実践結果
- (6) 変更した交付金使途内容
- (7) 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置の活動を行っていた場合のみ）
- (8) 集落戦略の写し
- (9) 人・農地プランの写し
- (10) 地域の話合い状況

第1 農業生産活動の継続が困難となった構成員又は管理者の状況

項目	内容
構成員又は管理者の氏名	
構成員交替又は除外届けの時期	年 月 日 交替・除外 届出
農業生産活動の継続が困難となった理由	
人・農地プランの中心経営体の氏名又は名称	
中心経営体の意見	

第2 協定で実施した農用地の管理方法

実施の状況	内容
(1) 農用地	
未・済	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあつせんを受ける。
未・済	②農業公社（農地中間管理機構）が受託する。
未・済	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
未・済	④その他（ ）

実施の状況	内容
(2) 水路・農道等	
未・済	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
未・済	②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
未・済	③その他（別途の規約）

2 集落協定で定めた管理方法や計画を実施しても農業生産活動の継続が困難となった理由。

第3 農業生産活動等の継続が困難となった協定農用地

(基本分)

(単位：㎡)

団地名	協定農用地面積	田				畑				草地				採草放牧地			
		面積	傾斜等	単価	交付額	面積	傾斜等	単価	交付額	面積	傾斜等	単価	交付額	面積	傾斜等	単価	交付額
計																	

(加算措置に取り組んでいた場合記入)

1 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興活動加算				
面積 (㎡)		単価 (円/10a)	面積×単価 (円)	加算額 (円)
田 1/20 以上	畑 15 度以上			
		10,000		
		9,000		

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

2 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算				
面積 (㎡)		単価 (円/10a)	面積×単価 (円)	加算額 (円)
田 1/10 以上	畑 20 度以上			
		6,000		
		5,000		

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

3 集落協定広域化加算

集落協定広域化加算								
面積 (㎡)				単価 (円/10a)	面積×単価 (円)	面積×単価 の計 (円)	上限額 (円)	加算額 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地					
				3,000			2,000,000	
				2,000				

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000 円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算額 (円) は、面積×単価の計 (円) 及び 200 万円のうち、いずれか低い額とする。

複数集落の統合状況

連携した集落名	既協定	対象農用地面積
合計	協定	

注) 第4期対策に取り組んでいた集落は既協定欄に○を記載する。

4 集落機能強化加算

集落機能強化加算								
面積 (㎡)				単価 (円/10a)	面積×単価 (円)	面積×単価 の計 (円)	上限額 (円)	加算額 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地					
				3,000			2,000,000	
				2,000				

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000 円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算額 (円) は、面積×単価 (円) の計及び 200 万円のうち、いずれか低い額とする。

5 生産性向上加算

生産性向上加算								
面積 (㎡)				単価 (円/10a)	面積×単価 (円)	面積×単価 の計 (円)	上限額 (円)	加算額 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地					
				3,000			2,000,000	
				2,000				

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算額 (円) は、面積×単価 (円) の計及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

第4 集落マスタープランの見直しと実践結果

1 集落における将来像

集落の目指す将来像に○印を記入し、達成状況を記載する (複数可)。

目指す将来像	認定又は変更日	実践結果
①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築		
②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保		
④その他		

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する(複数可)。

また、活動方策に対する5年間の活動計画(目標)と達成状況を記載する。

活動方策	認定又は 変更日	活動計画(目標)	実践結果
機械・農作業の共同化等 農組織の育成			
高付加価値型農業			
農業生産条件の強化			
担い手への農地集積			
担い手への農作業の委託			
新規就農者等による農業生産			
共同で支え合う集団的かつ 持続可能な体制整備			
その他			

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項の見直しと実践結果

農用地に関する事項

以下の項目で、見直しや実践の結果を記載する。

該当	具体的に取り組んだ行為	認定又は変更日	実践結果
	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。		
	②協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手(認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する。		
	③その他(土地改良事業、災害復旧及び地目変換(田から畑等へ)等)		

第6 変更した交付金使途内容

交付金は、次のとおり変更し支出する。

	項 目	認定又は 変更日	当初金額	変更金額	増減理由
共同取組活動	①役員等の各担当者の活動に対する経費				
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費				
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費				
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費				
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額				

【加算措置の活動を行っていた場合に使用】

第7 加算措置適用のために取り組むべき事項

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、達成状況及び現状について具体的に記載する。

該当	項目	取組期間	達成状況	現状
	①棚田地域振興活動加算	令和 年度～ 令和 年度		
	②超急傾斜農地保全管理加算	令和 年度～ 令和 年度		
	③集落協定広域化加算	令和 年度～ 令和 年度		(人材の確保後記入) 氏名等
	④集落機能強化加算	令和 年度～ 令和 年度		
	⑤生産性向上加算	令和 年度～ 令和 年度		

第8 集落戦略の写し

※集落戦略の作成は、任意の事項です。

※集落戦略の作成は、協定農用地の将来像及び将来に向けて維持するための課題、並びに協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について記載することとしていますので、農業生産活動を継続するために有効な手段です。

第9 人・農地プランの写し

※人・農地プランの作成は、任意です。

※集落戦略の作成に当たっては、人・農地プランが策定されている場合は、その内容と整合を図ることが必要です

第10 地域の話合い状況

※農業生産活動を継続するために、集落で話し合った内容の議事録を添付してください。

※議事録に会議名、開始日時と終了日時、開催場所、出席者名、話し合いの趣旨や目的、話し合いの内容、決定事項が記載されていれば様式は問いません。

(山口市参考様式第2号)

番 号
令和 年 月 日

集落協定
代表 様

山口市長 印

農業生産活動等の継続に係る状況確認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で報告のあった内容について審査した
結果、貴集落の状況が中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第9の2

の(1)のアの状況であると $\left[\begin{array}{l} \text{認められます} \\ \text{認められません} \end{array} \right]$ ので、通知します。